

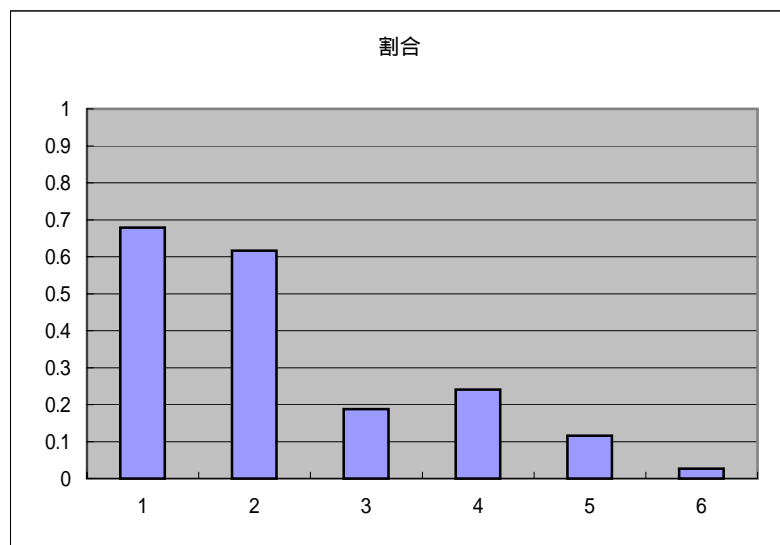
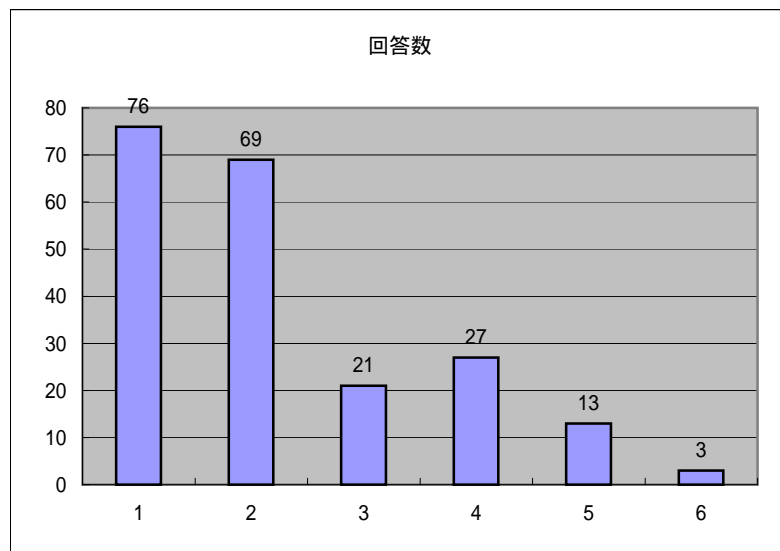
アンケート結果

アンケート実施日：2002年12月25日～2003年1月23日

| | |
|-------------|-----|
| アンケート配布市町村数 | 120 |
| 回答数 | 112 |

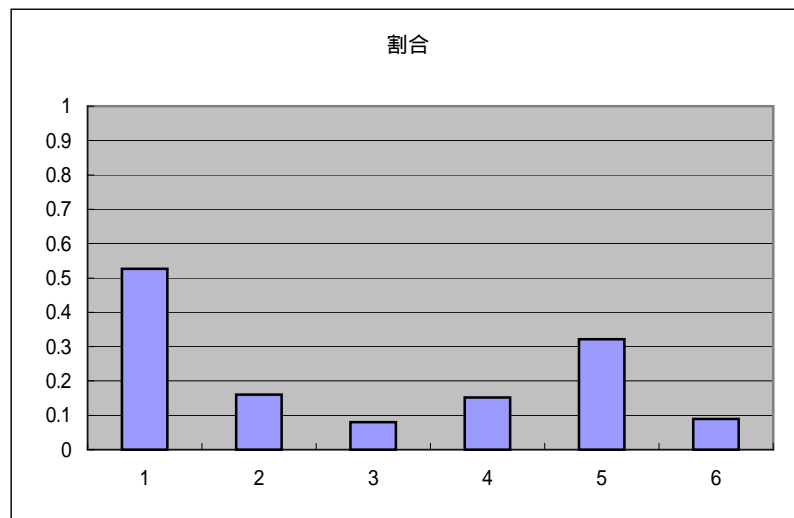
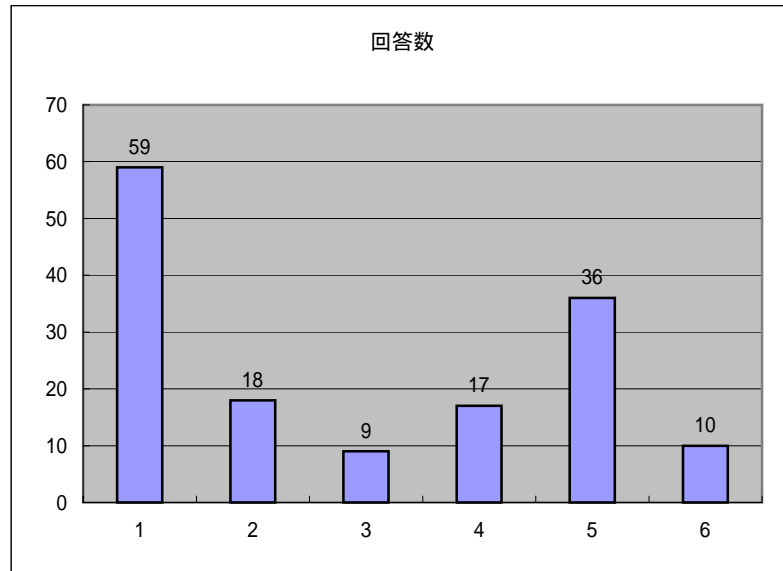
【問1】 住基ネットは、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目的として、国等の行政機関に対する本人確認情報提供、住民票の広域交付、住基カードによる引っ越し時の行政手続きの簡略化、その他の行政分野での住基カードの活用、が挙げられていますが、これらのうち住民にとって有意義なものはどれですか、あるいは有意義だと期待していますか。 複数回答可

- 国等の行政機関に対する本人確認情報の提供
- 住民票の広域交付
- 住基カードによる引っ越し時の行政手続きの簡略化
- その他の行政分野での住基カードの活用
- いずれも有意義とは言えない
- わからない



【問2】 市町村事務にとって有意義なものはどれですか、あるいは有意義だと期待していますか。 複数回答可

- 国等の行政機関に対する本人確認情報の提供
- 住民票の広域交付
- 住基カードによる引っ越し時の行政手続きの簡略化
- その他の行政分野での住基カードの活用
- いずれも有意義とは言えない
- わからない



【問3】 本人確認情報の安全性を脅かすおそれのある利用形態はどれだと思いますか。

複数回答可

国等の行政機関に対する本人確認情報の提供

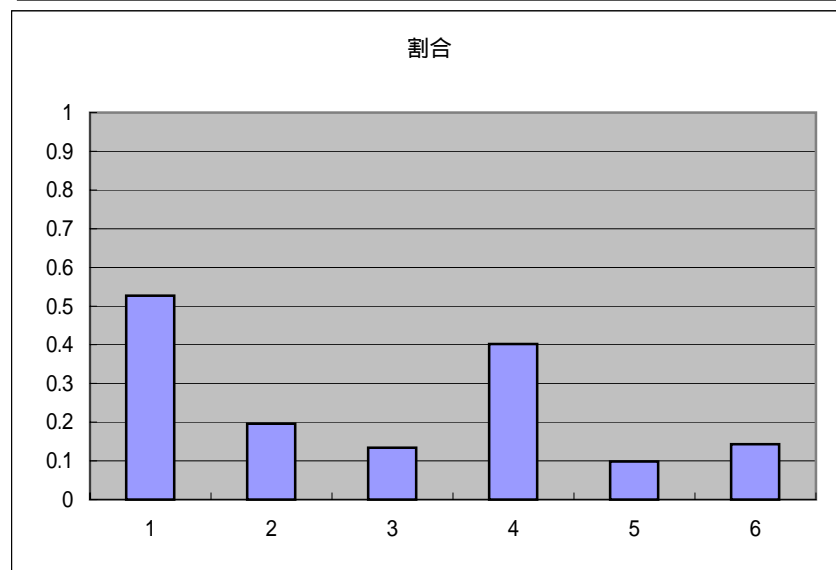
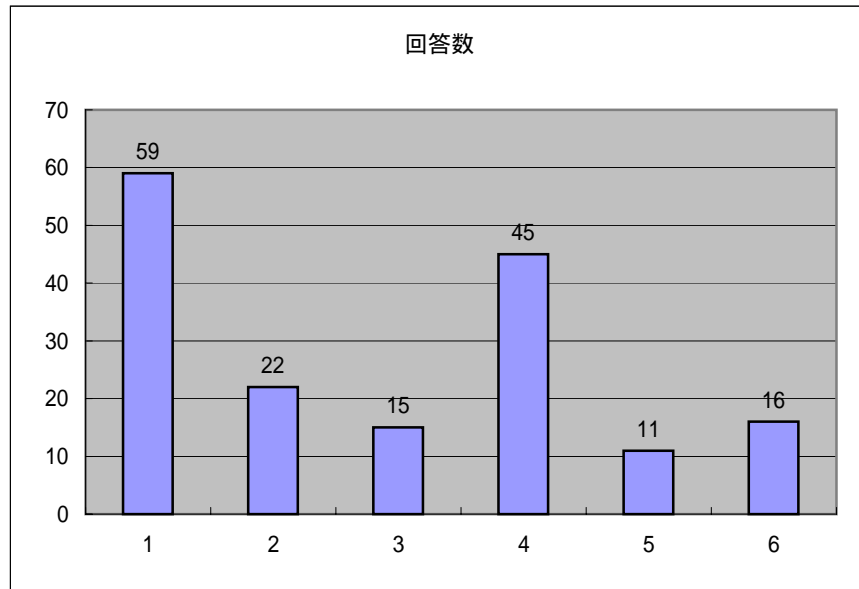
住民票の広域交付

住基カードによる引っ越し時の行政手続きの簡略化

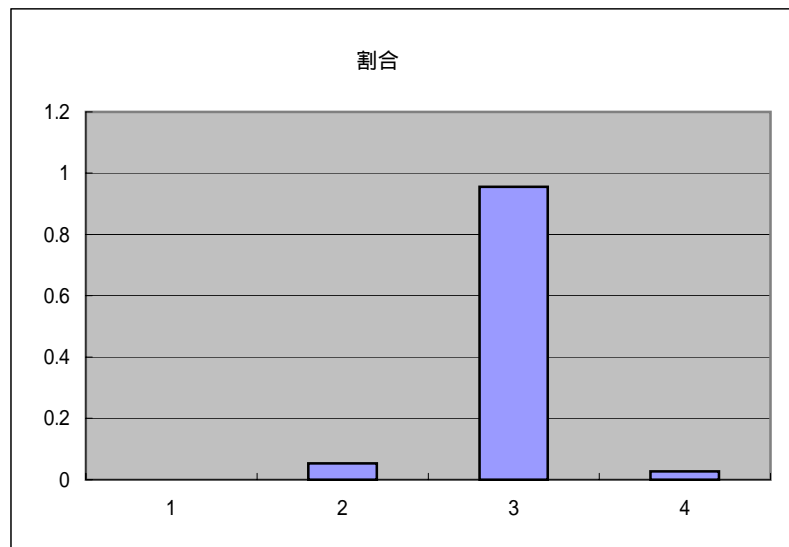
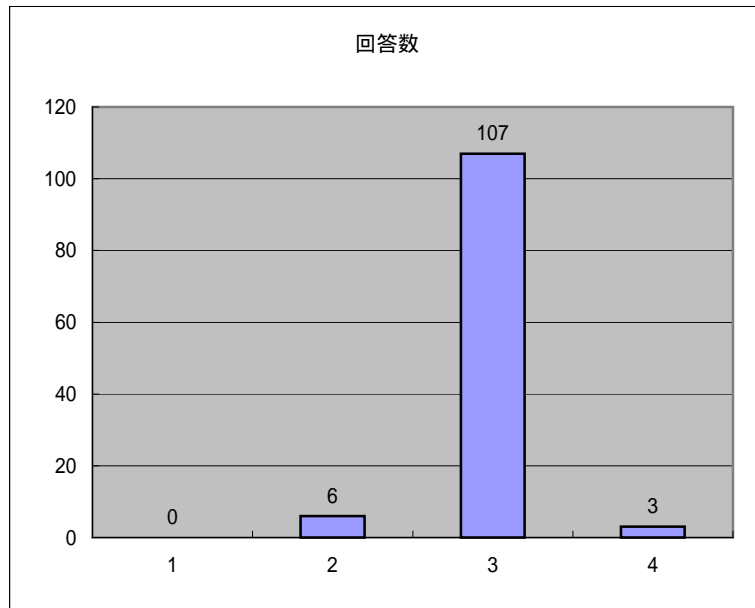
その他の行政分野での住基カードの活用

いずれも心配ない

わからない



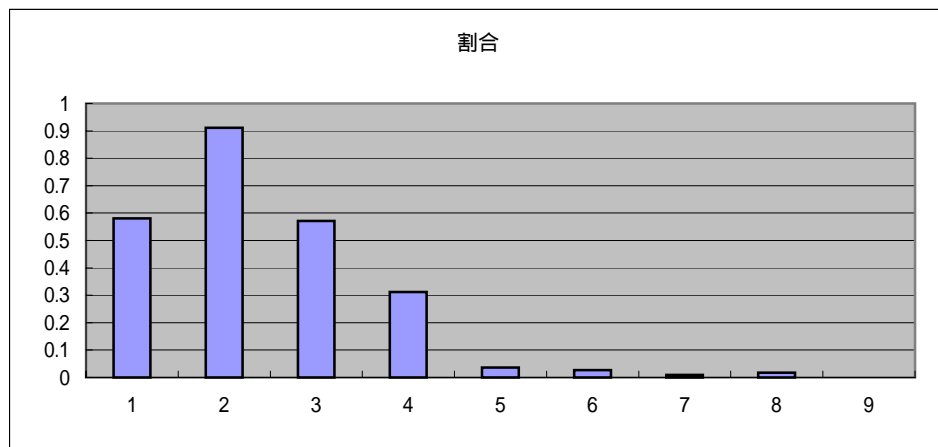
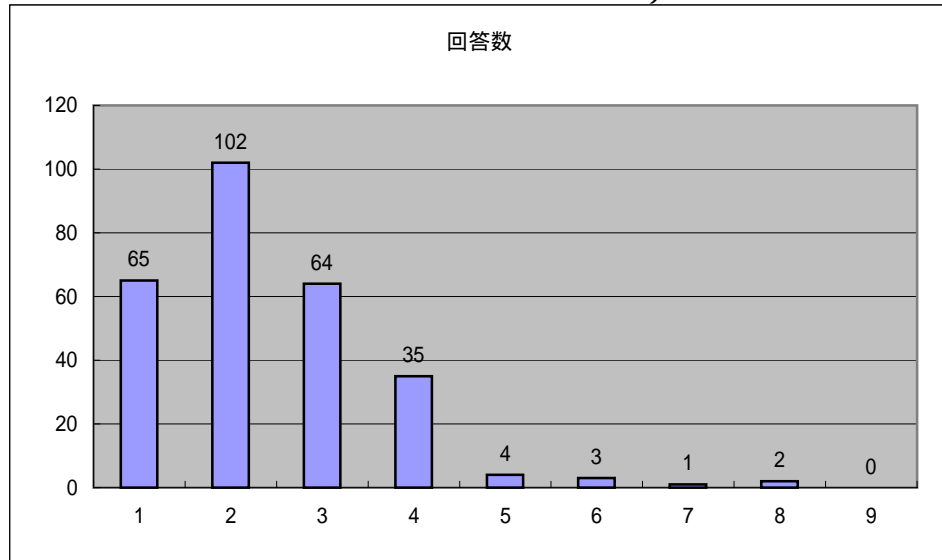
【問4】 貴自治体組織内で住基ネットの仕組みや管理運用について最も詳しいのはだれですか。
 首長 担当課長 担当職員 その他（ ）



その他の回答
 システム管理者
 情報係

【問5】 前問で住基ネットの仕組みや管理運用について最も詳しいとされた人は、住基ネットに関してどのような意見をお持ちですか。 複数回答可

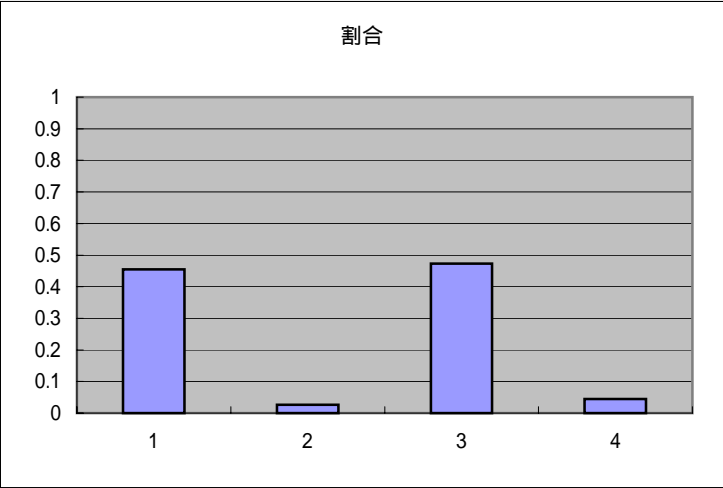
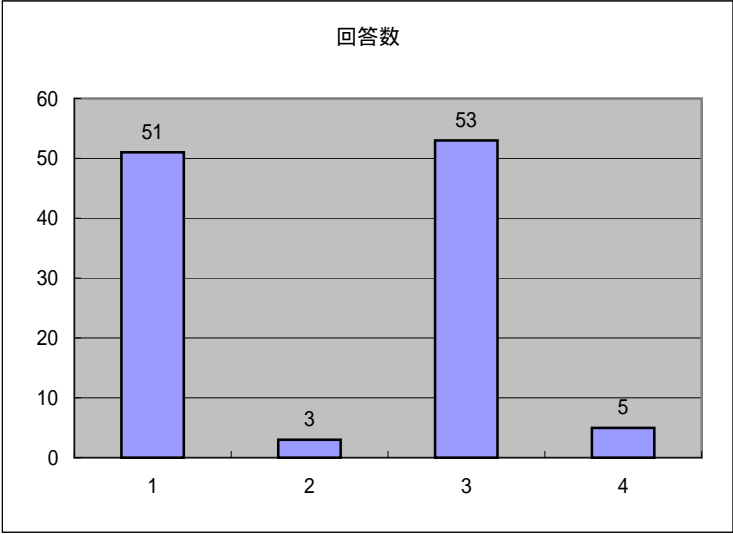
- 住民のメリットが少ない
- 自治体の負担が大きい割に自治体のメリットが少ない
- 本人確認情報の漏えいなどプライバシーが心配
- セキュリティ面に不安がある
- 住民にとってメリットは大きい
- 自治体の負担に応じたメリットはある
- 全国どの端末からの本人確認情報の漏えいの心配はない
- 全国どの端末についてもセキュリティ面の不安はない
- その他 ()



その他の回答

- ・住基法に掲げられた事務のうち、実際に本人確認情報を利用している事務が少ない現在では住民のメリットが少ない
- ・運用面において負担がかかる
- ・将来に向けたITサービスの礎としての意義は大きい
- ・今のところはメリットが少ないが、電子政府自治体の運用が開始になれば、かなりメリットは大きくなると思われる。

【問6】 【問4】の回答が首長でない場合、住基ネットの仕組みや管理運用について最も詳しい者の住基ネットに関する評価と首長の評価とは一致していますか。
 一致している 一致していない わからない
 その他（ ）

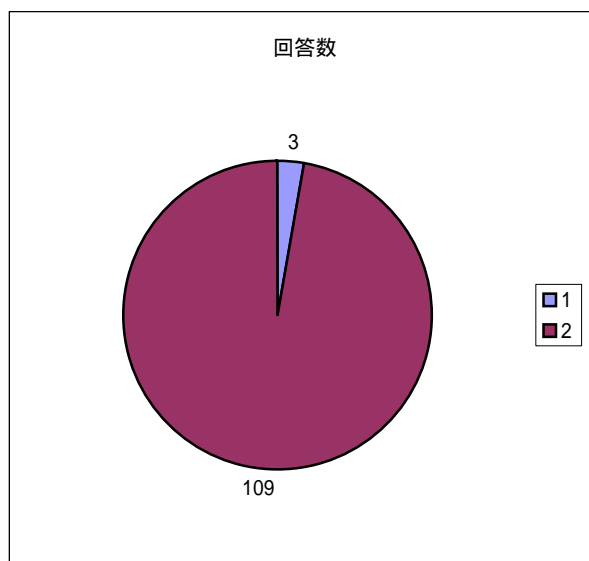


その他の回答
 ・大筋では一致していると思います。

【問7】 住基ネットの機器の調達にあたって作成される仕様書の内容は貴自治体の独力で作成しましたか。

独力で作成していた

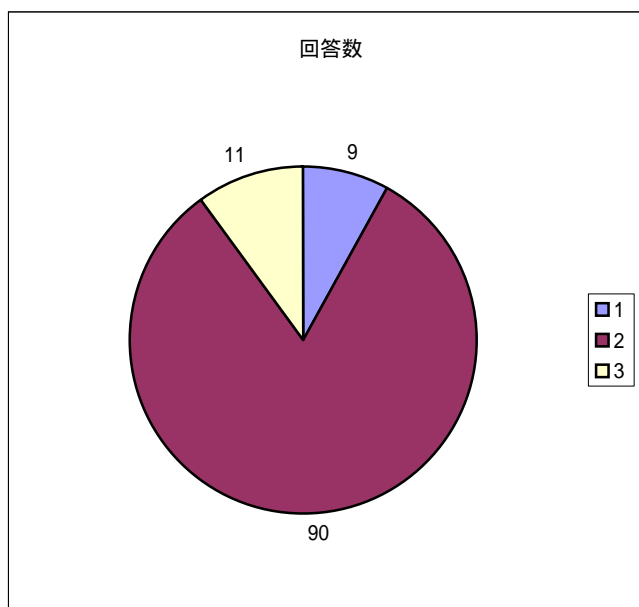
独力で作成していなかった



【問8】 前問で「独力で作成していなかった」と答えた自治体の場合、だれの助力を得ていましたか。

地方自治情報センター
その他（

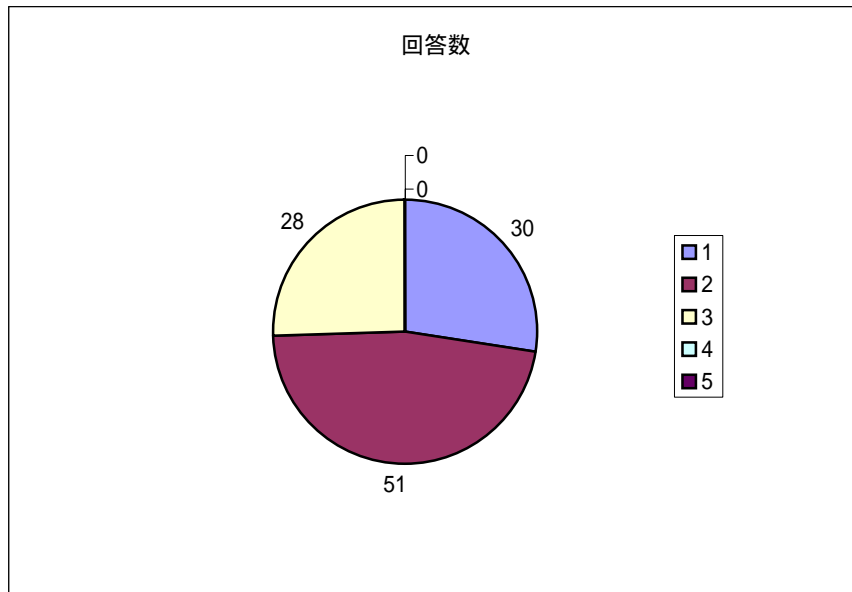
既存の住基システムの委託業者
）



その他の回答
上伊那広域連合

【問9】 【問7】で「独力で作成していなかった」と答えた自治体の場合、外部の者の助力の程度はどの程度でしたか。

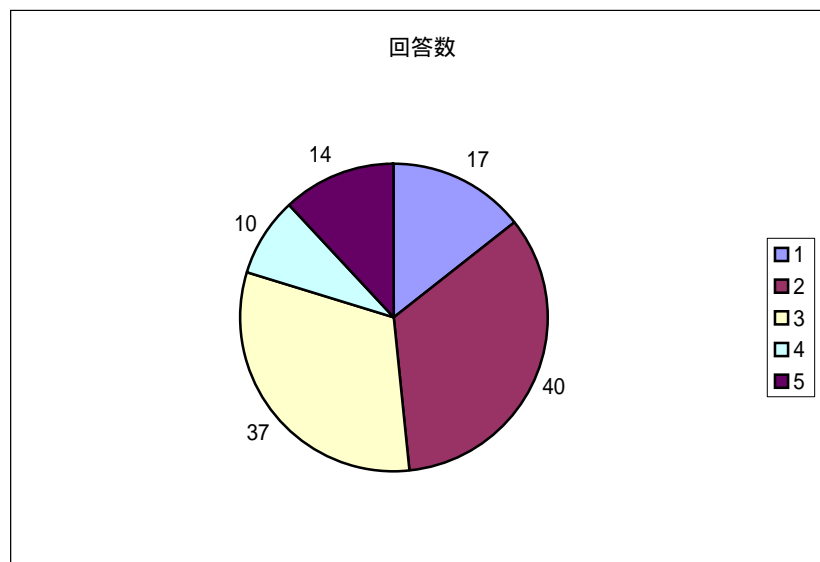
すべて ほとんどすべて 相当程度 多少 ごく一部



その他の回答：住基システムの委託業者の助言を得ているため、外部の者の助言は得なかった

【問10】 外部の者の助力を得て上記仕様書を作成した場合、その仕様書の内容が適切であることは自治体組織内のだれが判断しましたか。

首長 担当課長 担当職員 その他 ()
だれもチェックしていない



その他の回答

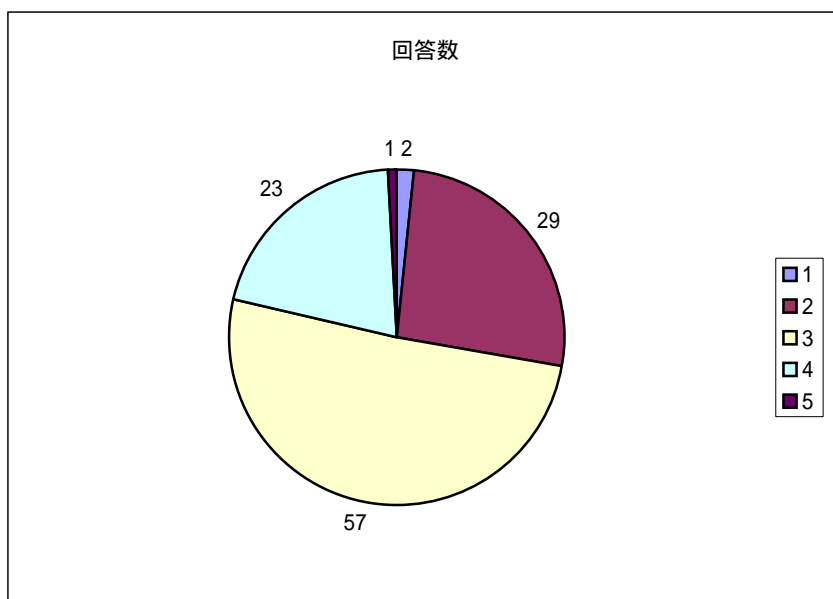
- ・ 情報担当課等
- ・ 電算（情報）担当課
- ・ システム管理者
- ・ 情報係
- ・ 情報政策担当課
- ・ 選定委員会
- ・ 適切かどうかは正直のところ良くわからなかった。

【問 1 1】 地方自治情報センターから送られてくるマニュアルをどの程度理解していますか。

すべて理解している
あまり理解していない

相当程度理解している
理解していない

多少理解している

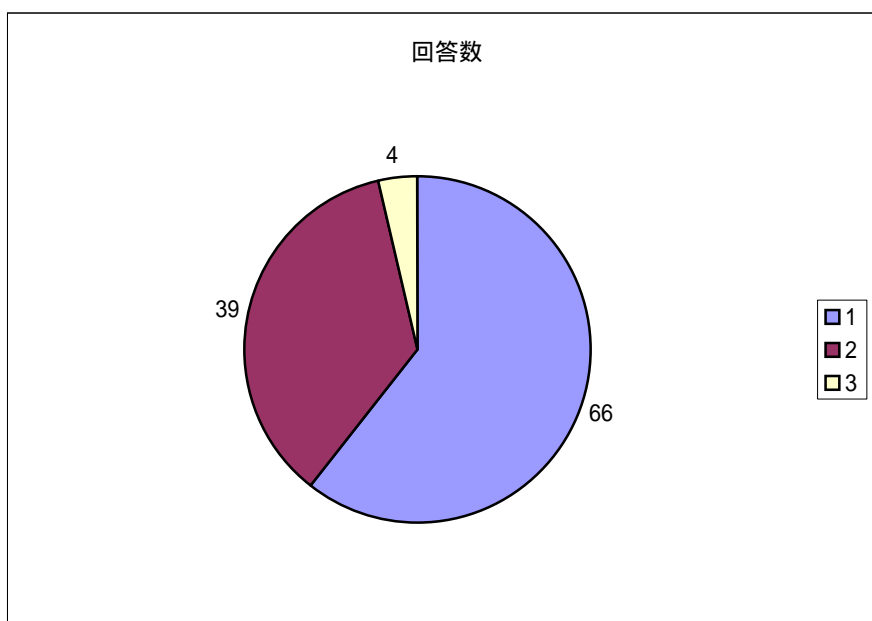


【問 1 2】 住基ネットの管理運用が「法定受託事務」（地方自治法 2 条 9 項）ではなく市町村の「自治事務」（同条 8 項）であることを知っていますか。

知っている

知らない

その他（ ）



その他

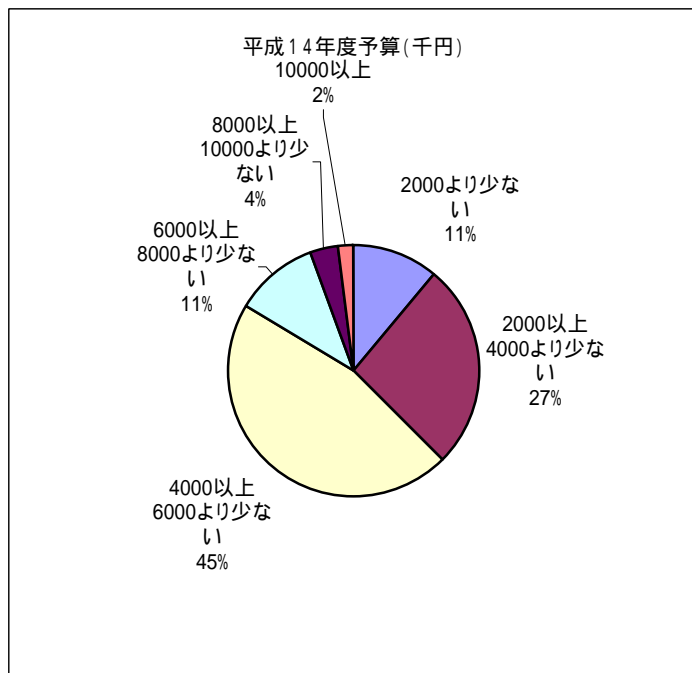
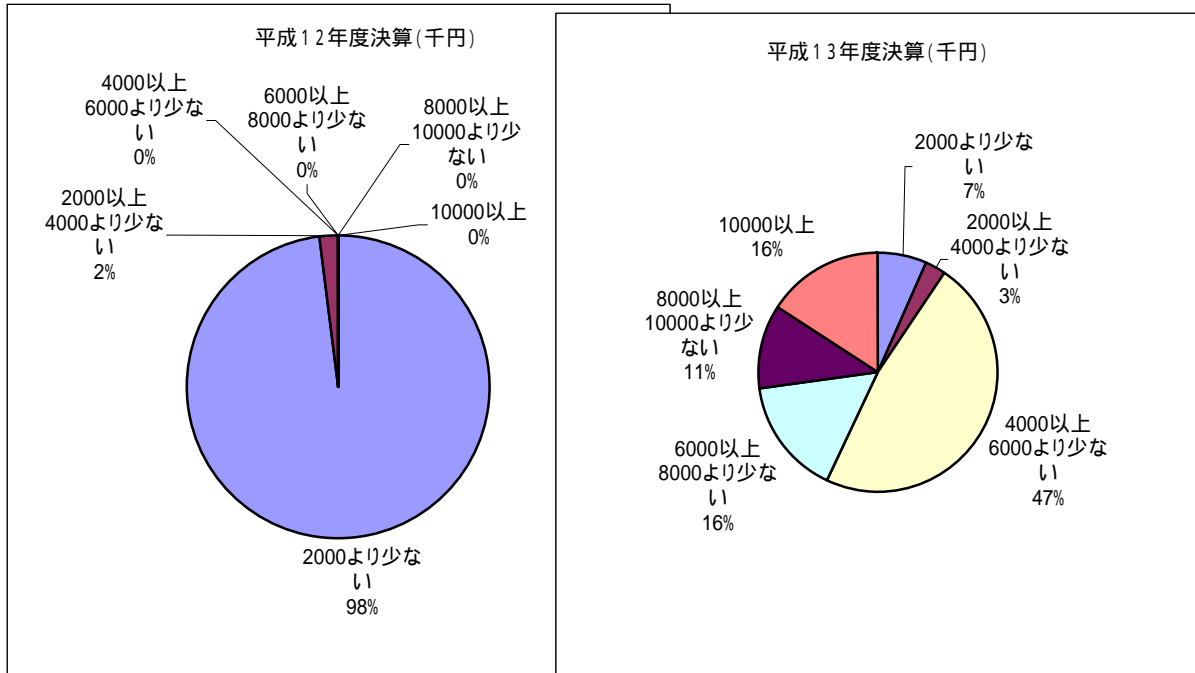
- ・法令で自治事務と位置づけられていることは承知している
- ・規定されていることのみ知っていた
- ・それがどのような意味であり責務が生じるのか、理解していない。

【問13】 前問で「知っている」と答えた自治体の場合、自治事務であることをどのように考えていますか。

- ・住民のプライバシー保護は自治体の責務と考える
- ・自治事務でありながら、その意識の決定権が市町村にないように思える。例えばシステムハードを取ってみても、法により市町村に整備を求め、その管理は市町村の責任において行えというように捉えられ、地方分権どころか目的のために手段を選ばずの感があります。
- ・法で定められた事であるので、執行せざるをえない。
- ・自治事務とはいえ、戸籍・住基事務については、全国统一した対応をするのが望ましい。
- ・責任をもって取りくまなければいけないと考えている
- ・法律はどうであれ、経過としては国の一方的な押しつけと言わざるを得ないと思っています。国が全ての責任を負って事務を進めるべきで、その意味においても法定受託でもよいと思います。
- ・自治体の責任において実施する
- ・実態は自治事務というより受託事務に近い性格でありながら自治事務ということで導入にあたって自治体の負担が大きいなどの問題があったのではないか。
- ・法に基づき自治体の責任において運営すべきと考える
- ・法に基づく自治事務と理解している
- ・国の個人情報保護条例が制定されていない以上は、いくら自治事務とはいえ、無理が生じるのではないか。また、住民票閲覧が住基法第11条でできる事になっているため、この事務取扱には大変大きな矛盾を感じる
- ・自治体の義務と考えている
- ・自治によって管理及びシステムに相違があること、又、対応が異なることは当然であり、それを国が統一しようとすることに住基ネット対応のトラブルの基源がある。
- ・住基ネットは、総合的な行政事務の根幹をなすものであるから、法定受託事務であっても良いと思う、しかし、法的には自治事務である以上、財政負担や情報資産管理など、市町村で負う責任は多大なものであると認識している。
- ・住基ネットに関する事務が増えるが自治体にとっても負担に応じたメリットがあると思います
- ・小さな村で担当が兼務で1人なので仕事量も増えて手間ではあるが反面自治事務でも仕方ないと思っている。
- ・自治事務であるので行っていく
- ・自治事務であることを踏まえたうえで行なう
- ・住基法に謳われている住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理を基礎とし、住民に関する記録の適正な管理をはかり住基ネットの運用により住民の利便を一層充実するための手段である。
- ・ネットワークの構築が、全市区町村が参加して構築するシステムであるとの前提で組み立てられていることから、自治事務に位置づけをしていると思います。しかし、個人を特定せずに行う国等の機関への情報提供は、自治事務の枠に入るか否かは疑問に思います。また、住民票の広域交付については、地方自治法第252条の14に規定する事務の委託に当たると思います。これにつきましては規約をつくり、議会の議決が必要とされていますが、自治法の規定との関連が明確ではないと思います。
- ・自治事務でありながら言い方が悪いかもしれませんが、国から押しつけあるいは責任転嫁されているのではと思える。
- ・自治体が責任を持って適正な処理をしなければならない。しかし、実際はすべて処理することはむずかしい。
- ・押しつけである
- ・自治事務であっても法令に規定されている以上従わざるを得ないが自治体の意見をもっと採り入れる努力をしていただきたい。
- ・住基事務は自治事務である
- ・住基ネットの制度、性質、経緯などから「法定受託事務」であるように思える。

- ・情報に関する責任が市町村になる事に対する不安 ・県，国等で情報を利用した場合の漏えい等が発生した場合の責任
- ・問題が発生した場合は，町長の責任において問題処理にあたる．
- ・住民基本台帳法に基づき，住民の利益を損なうことなく，基本的人権を尊重するべく必要な処置を講じていかなければならないと考える．
- ・法定事項でありコメント出来る立場にありません．
- ・国は都合の良い時のみ自治事務というが，住基ネットについては半ば強制的で国のメリットが一番多いと思う．
- ・住基ネットの管理運用は自治事務とはいえ，法律に基づくもので，本当の意味で地方（現場）の意見が反映されたものではなく，地方は国に対して何も言えず，押しつけにすぎない．現在のしくみでは，事務処理等の効率化が図られるわけでもなく，負担はより増大するばかりである．
- ・市町村に何らメリットがあるように思えない．この事務を「自治自務」と地方に責任を負わせ交付金も地方交付税算定と，あるか無いかの状況（住基ネット分が増えれば他が減られる）．すべてに於いて疑問を感じます．
- ・住基法第3条第1項の規定が住基ネットにより適正に行えるか疑問
- ・住民に関する記録の適正な管理が責務である．
- ・個人情報の安全性の確保，継続的運用等，人的，費用面，制度面等負担が大きい
- ・内容は変わっていない
- ・「自治事務」ではあるが，指定情報処理機関の指示に基づく事務処理が相当数あり，自治体の裁量の余地が少ないと考えます．
- ・自治事務ではあるが，このシステム制度からして，全国が統一した事務を行わなければ，市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や，国の機関等への本人確認情報の提供等において総合的な効率性が阻害され，全国ネットワークとして機能しなくなると考える．
- ・市町村の責任で運営，管理．よって何かトラブルが発生してもすべてが市町村の責任と扱われる．
- ・責任が重い
- ・妥当である

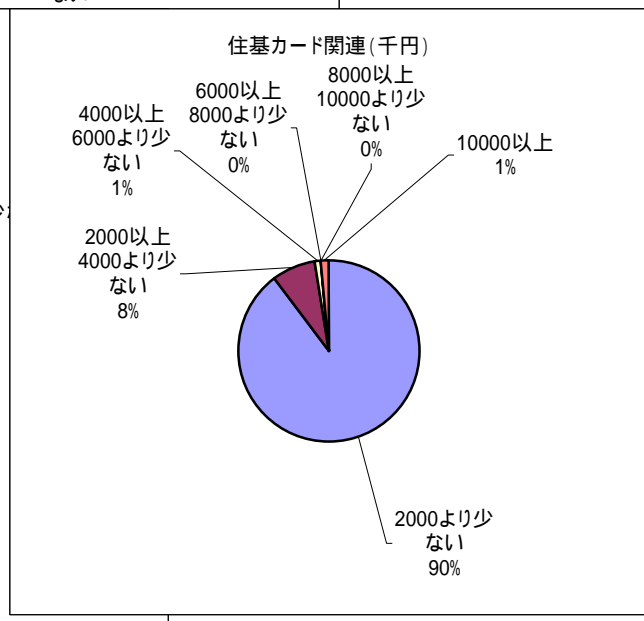
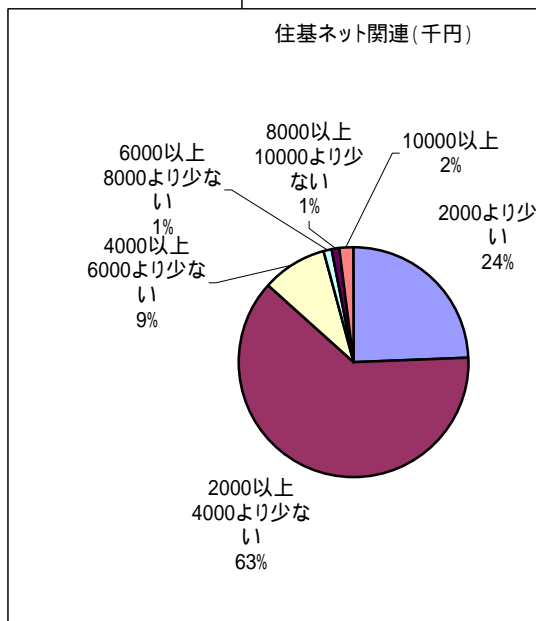
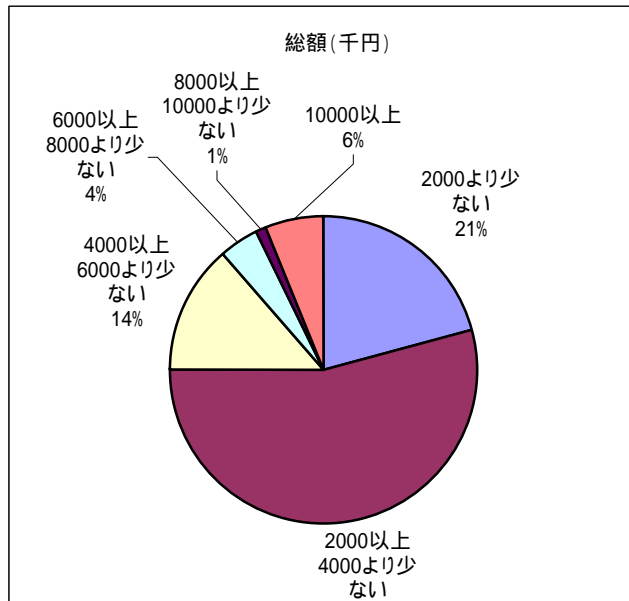
【問14】 住基ネットに関してこれまでにかかった経費を教えてください。



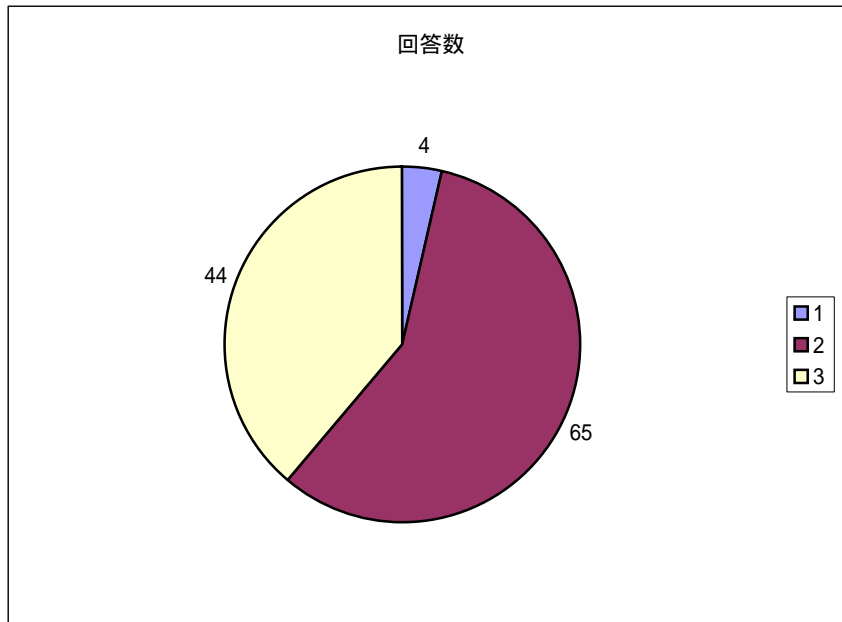
【問15】 来年度の予算案について教えてください。

総額約 (千円)

主な使用項目 (住基ネット関連：約 千円, 住基カード関連：約 千円)



【問16】 住基ネットの管理運用に要する費用は交付税措置されていますが、予想外の多額の出費を余儀なくされることがあり得ないではありません。貴自治体では財政面の心配はありませんか。
ない ある わからない



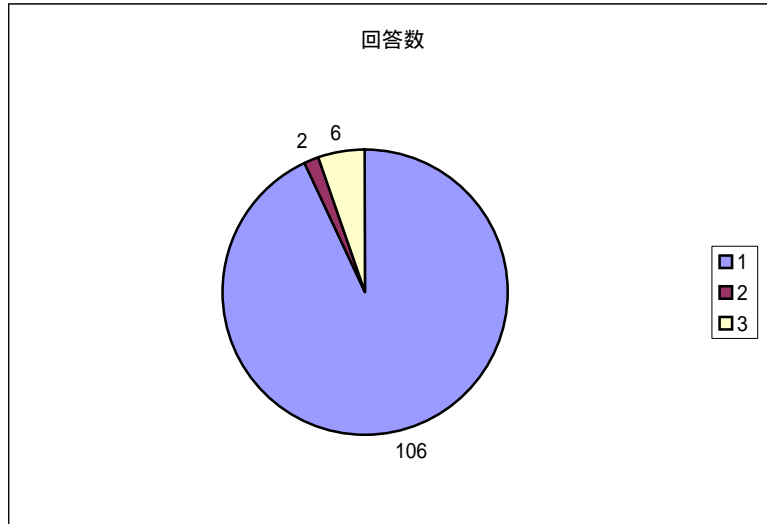
【問17】 前問で「ある」と答えた自治体の場合、どのような対策を考えていますか。

- ・「予想外」のケースごとに対策が異なると思われるため、「予想外」の事態がはっきりした時点で対応を行う
- ・コンピュータのトラブルとか緊急時の対応についての経費が考えられることから、機器の安全確保のために委託会社と保守管理等について委託している。
- ・国に対し交付税措置の基準額の見直しを求めたい
- ・住基ネットの運用そのものが予想外の出費です。住基法第30条の5第2項により、現行の市町村住基情報を県等に送付するシステム等についても、示された仕様書に基づき導入せざるを得ない部分もあり、いくら交付税措置が取られているとはいえ、今後新たなシステム等の導入を求められる場合等の不安はあります。
- ・補正対応
- ・交付税措置に期待
- ・他の経費の節減。最悪は住基ネットから抜けるしかない。
- ・仕方がなく補正予算で対応している
- ・財政難で本当に大変です。税収入は減るし、交付税も減っている
- ・対策はない
- ・現在のところ考えていない。財政難のため心配している。
- ・予備費対応
- ・一般財源で対応
- ・一般財源での予算補正
- ・検討中
- ・機器の共有化
- ・単独での支出である
- ・税収不足のため、財源的にはかなり苦しい状況であるので、国又は県の補助金交付を期待したい。しかしそれが無理であれば、他の財源は削っても必要経費として予算化するしかない。
- ・村費の投入
- ・財源に余裕はないので、必要額の見積をした上で専決等で対応
- ・住基ネットの制度自体が法律で定められているため村としても遂行しなければなりません、必要最小限度の支出で対応したい
- ・住基ネット関連にとどまらず一般会計全般緊縮を行っているが必要義務的経費は支出せざるを得ない。
- ・他の経費を切り詰めて、住民サービスに係わる業務を優先し予算措置を行った。
- ・システム構成を必要最小限に押さえている
- ・一般財源より対応
- ・他の行政サービスをとり込む場合のシステム開発等の経費について予測しがたいものがあるが、関係課等との連携を図る中で導入する。
- ・財政が厳しい為、国からの交付税において、対応して欲しい。
- ・対策がない(交付税の増額を)
- ・予想外の出費についても、交付税等で措置されたい
- ・あるが現時点では具体的は対策はない
- ・国に半ば強制的に行われている事業であり、特段の対策はない
- ・特に対策は考えられない。全体の予算の中で対応する

- ・ 思案中
- ・ 経常経費の更なる削減での財源確保
- ・ 対策がないことにこまっている .
- ・ 今のところ対策はありません .
- ・ 特段何の対策もこうじていない
- ・ 住基ネットの運用見直しを含めて検討
- ・ 交付税が全体的は減額となっているため , 他の支出を削減している .
- ・ 保守業務等の委託に関する見直し等により , 経費削減が可能か検討している .
- ・ 手数料の検討など (未定)
- ・ 予想外の出費はないと信じている

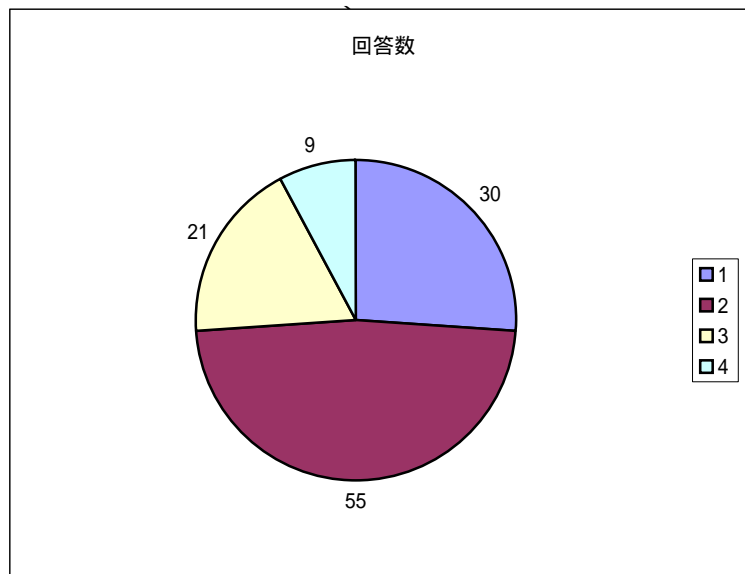
【問18】 個人情報の漏えい等に対処するために各自治体ではセキュリティに関する規程や緊急時対応計画を制定することとされています。その規程などに基づいて住民から問い合わせがあったときには、各市町村において調査を行い、問題があると判断したときには県又は地方自治情報センターに連絡や調査依頼をするという対応になると考えられますが、貴自治体ではそのような対応になっていますか。

なっている なっていない 規程等が未整備である



【問19】 貴自治体では、上記対応をすることについて、住民に具体的な内容を知らせていますか。

知らせている 知らせていない 知らせる予定である
その他（

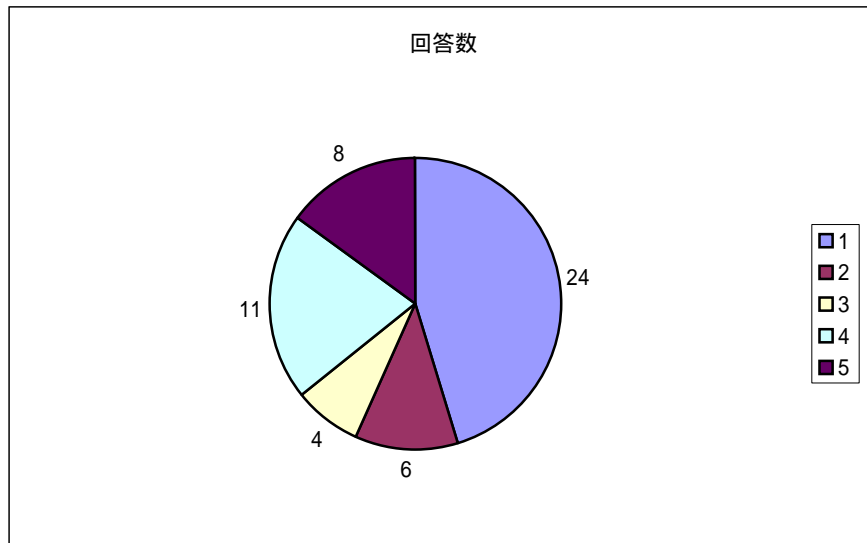


その他

- ・議会には資料提出した
- ・十分な周知が図られていない
- ・事例次第である。まだ事例はない。
- ・そういった事例が今までにない
- ・問い合わせに応じている
- ・二次稼働に向け周知していく
- ・具体的ではないが知らせた

【問20】 前問で「知っている」と答えた自治体の場合、どのような方法で知らせていますか。

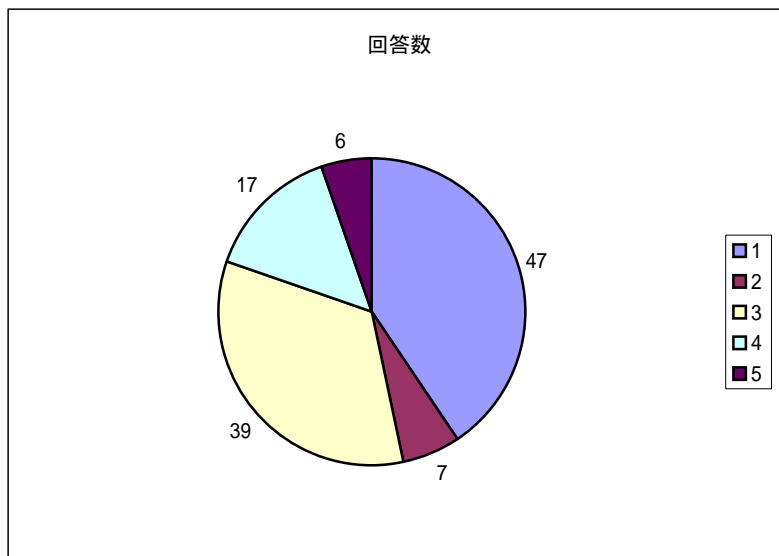
自治体の広報
自治体のホームページ
有線放送
役所の窓口で口頭説明
その他()



- その他
- ・市議会
 - ・記者会見によるマスコミ報道
 - ・パンフレット
 - ・町議会
 - ・地区懇談会
 - ・議会関係

【問 2 2】 住基カードによって行政事務が効率化されるという説明がなされることがありますが、住基カードは住民からの申請に基づいて交付されることから、住基カードを所持する住民とそうでない住民と双方の対応をすることになります。行政事務は効率化されると考えますか。

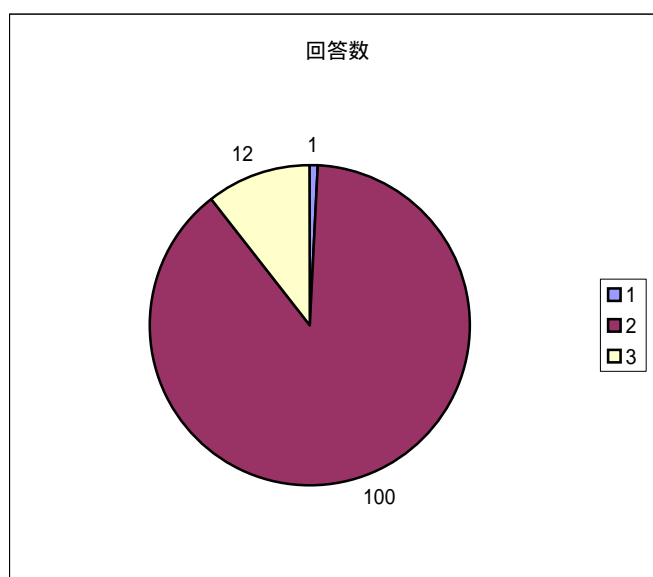
効率化されない
その他（ 効率化される 変わらない わからない ）



(将来的に見れば) ただし、現状のままでは効率化されない。住基カードによる行政事務の効率化には、まだ多大な資本整備と情報の共有化が必要なため。

【問 2 3】 住基カードを独自の事務に利用するための条例（ 3 0 条の 4 4 ）をすでに制定していますか。

制定している 制定していない 準備中



【問24】 前問で「制定している」「準備中」と答えた自治体の場合、どのような内容の条例ですか。項目をお書きください。

・住民カード交付に関する条例及び施行規則 ・住民基本台帳カードの利用に関する条例 ・住民票の写しの自動交付に関する規則

・住民基本台帳カードの利用に関する条例 ・カード交付に関する条例 ・カード交付に関する施行規則 ・住民票の自動交付に関する規則 ・印鑑条例 ・公印規則 ・手数料条例（2次稼働に伴い、ICカードを利用した広域による住民票，印鑑証明の自動交付機による発行業務を予定）

・町民カードの交付に関する条例 ・辰野町町民カードの交付に関する条例施行規則 ・辰野町住民基本台帳カードの利用に関する条例

・利用目的 ・利用手続き ・個人情報保護

印鑑証明書の上伊那郡内での広域交付

合併を9月予定しており検討中である

上伊那10市町村で印鑑証明と住民票の自動交付システムの導入

検討中（庁内プロジェクトチームによる）

住民票の写し及び印鑑証明の自動交付に関するもの

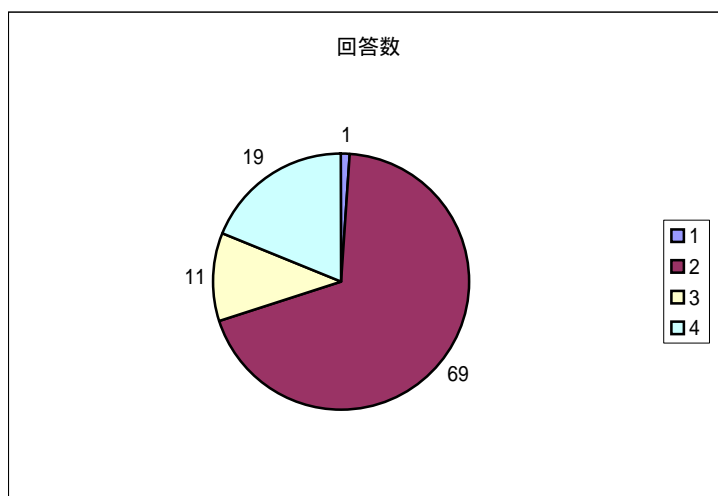
独自利用の趣旨，利用目的，利用手続き，個人情報保護等

【問25】 住基カードを条例に基づいて独自利用する制度を採用するに先立って住民の意見を聞いていますか。

聴いている
その他（

聴いていない

今後聴く予定である
）



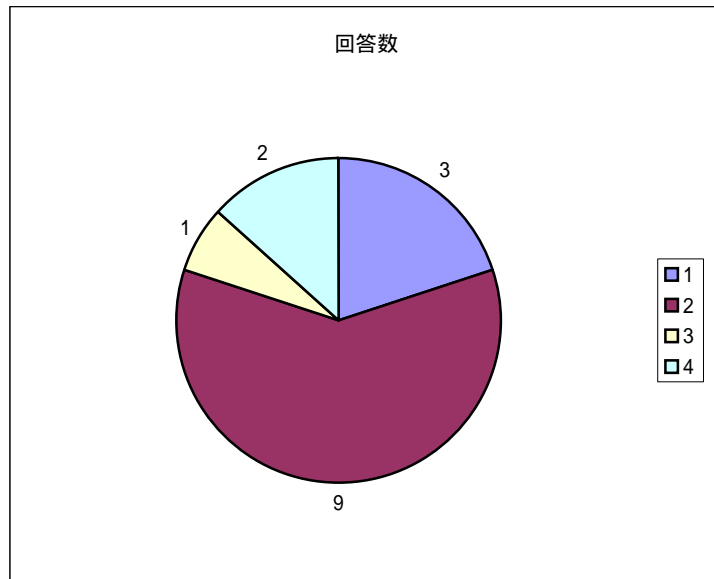
その他

- ・現在のところ独自利用を考えていない
- ・未定
- ・採用予定が立っていない
- ・自庁発行でないため独自利用はできない
- ・独自利用する予定なし
- ・独自利用する予定はない
- ・独自利用制定の折りに聴く
- ・独自利用の予定なし
- ・独自利用の予定はない
- ・独自利用は合併問題解決後としている
- ・独自利用を考えていない
- ・独自利用を考えていない
- ・予定なし
- ・利用予定なし
- ・思案中
- ・今後の動向をみて検討

【問26】 前問で「聴いている」「今後聴く予定である」と答えた自治体の場合、どのように聴いていますか、聴く予定ですか。

自治体のホームページで意見募集
住民説明会を開いて直接聞いている

自治体の広報で意見募集
その他（)

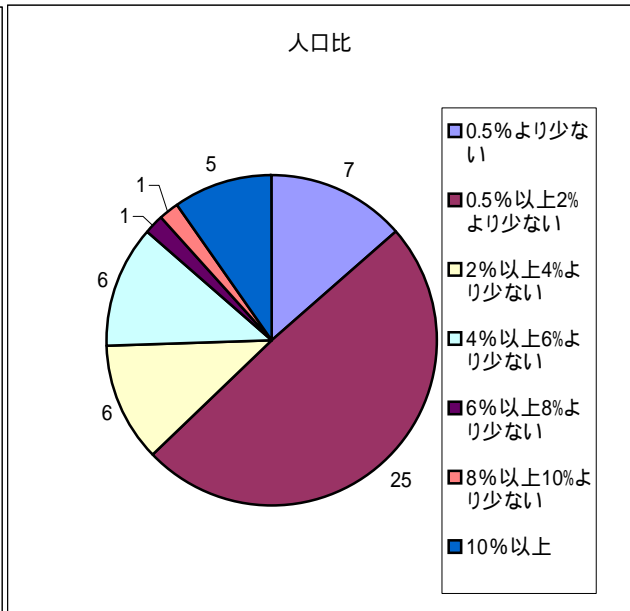
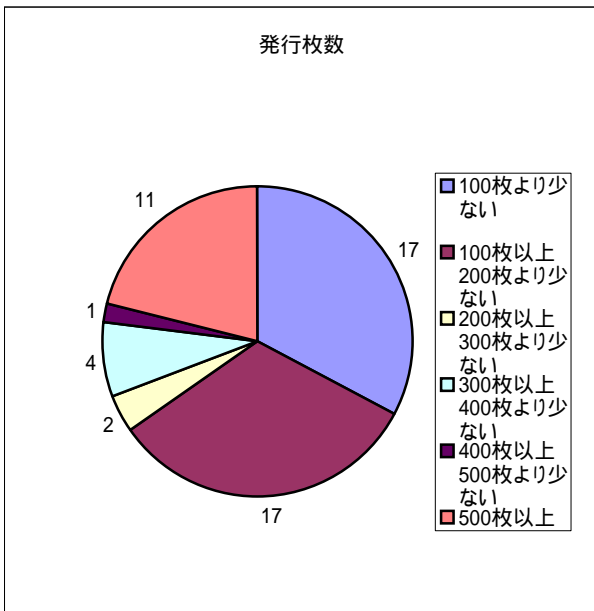
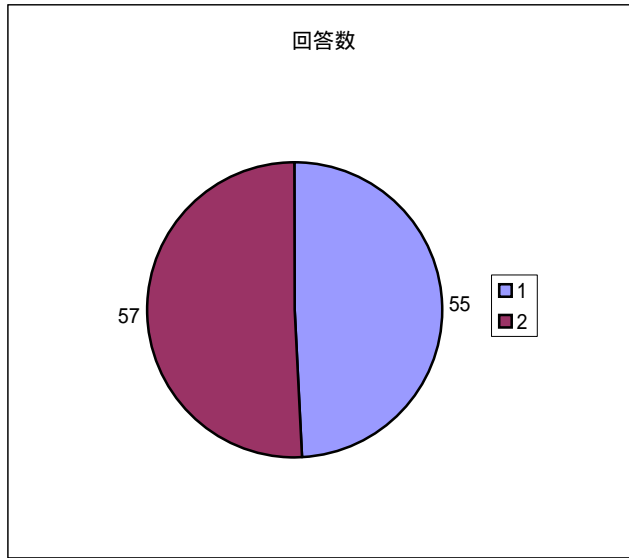


【問27】 「聴いている」と答えた自治体の場合、住民からどのような意見が出ましたか。多かった意見を挙げてください。

回答なし

【問28】 住基カードは何枚くらい発行する計画ですか。
 ()枚くらい,人口の()%程度

未定



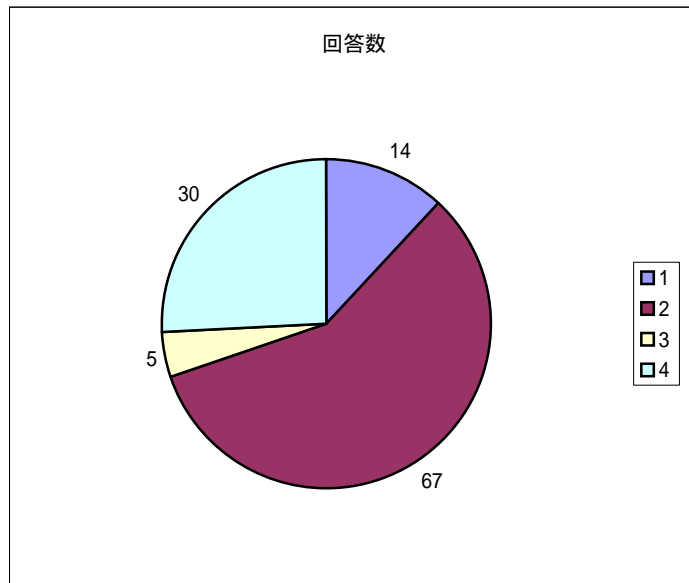
【問29】 住基カードの用途だけでなく、仕組み（問題点などを含む）についてすでに住民に説明していますか。

すでに説明している

まだ説明していないが、今後説明する予定である

まだ説明していないし、今後も説明する予定はない

未定



【問30】 住基ネットに関して意見があれば、ご自由にお書きください。

・住基ネットと電子政府（自治体）との関連について詳細を市町村にも伝えていただきたい（市民への住基ネットの説明を行う際には、将来の住基ネットの姿も必要） ・本人確認情報は、市町村から県へ通知し、県が情報提供を行うという前提がある中で、県は情報の提供先、提供日などを把握すべきであるし、また市町村（住民）にも通知すべきと考える。 ・住民から開示請求があった場合には、情報内容だけでなく情報の利用状況についても開示すべきと考える。

・個人情報法案の早期成立が必要。 ・全国一斉に第2次サービスが始まるので、国・県は説明責任を充分果たしてほしい。 ・今後どうなるのか、将来の計画など具体的なプロセスを示してほしい。 ・自治事務であるが、法律に基づく事務であるため、今後の維持管理等について財政面での支援を確立されたい。

・法治国家である以上、その法（住基法等）に定められた内容が一方的に市町村の事務体系を拘束し、その法に掲げられた目的とは別の目的を達成するために定められた法のように捉えられるとしても、法に従い事務を行わざるを得ないと思います。しかし、将来にわたり真に住民の利便の増進につながる事が認められないような場合や、単に行政機関の利用に具合が良いからというような観点から法を解釈し、運用を求められるのであれば、そのために危険に晒されることになるかもしれない個人情報について、誰もが納得し得る対策を講じた上で運用すべきであると思います。

・担当職員は専任でなく、異動があれば変わってしまいます。コンピュータにも精通していないので、マニュアルは送付されても必要部分のみ理解する程度ですし、マニュアルも複雑でとても全部は読めませんし時間もありません。またマニュアルも変更もしばしばあり、日々の確認作業も簡略化していただきたい。国が行う本人確認情報は、確かに国にとってはメリット大なのでしょうが、私共のように小さな町村にとってはあまりメリットは感じられませんし、自分も含めてセキュリティの面で不安を覚えます。現在の業務形態でも充分であると考えますし、予算の面でも決して採算のとれるものでもありません。今後の電子自治体の兼ね合いもありますが、住基カード一枚の世の中になっていくのでしょうか？

小規模村には、事務の効率化と費用の両面においてデメリットしか発生しない状況である。住民においても、住民票のみで手続き出来る申請等は非常に限られていて、メリットが発生するとは思えない。セキュリティ面の不安もある。広域交付の利便性、必要性に疑問がある。

現時点では、必ずしも住民サービスの向上に結びついていない。

最低限、個人情報保護法は早期に成立させるべき。また、現在進んでいる市町村合併の特例期限（平成17年3月）までは延期すべきだと思う。

住民基本台帳法第11条に定められている住民基本台帳の閲覧制度は、個人情報保護に反する制度として全国連合戸籍事務協議会を通じて多くの県から廃止、改正の要望が出されているが、総務省はこれを無視している。住基ネットによる個人情報漏洩の危険性を幾ら問題にしても、この閲覧制度を放置したままでは意味がない。

住基ネットにかかる住基法改正の過程で、国会で十分審議されて来たのか、またされて来たとしても、国民にその経過の説明がなされなかったのではないか。町村担当者としても、このシステムの必要性や、費用対効果の面で、まだ納得しないまま職務であるので、今まで準備してきて、いざ稼働を迎えて昨年のような騒ぎになれば、担当としては複雑な思いです。住民と国・政府の板ばさみになって、いちばん困惑しているのは各自治体（県も含めて）の職員でするので、そのこともわかって欲しいと思います。

住基ネットに関する事務で、ばく大な時間と労力と予算を使うがその割に市町村にとっての利益はない。住民にとっても今時点で利点は何もない。2次サービスが始まっても住民や市町村は喜ぶほどの利点はないと思っている。

国及び県でこの住基ネットに対して早急に補助施策を検討してほしい

現在の住基ネットであれば、多額の費用をかけた意味がないはずである。将来の利用の展望を明らかにした上で導入の説明をすべきだったのではないか。また、現在のシステムではメリットがほとんどないことは明らかである。市町村のシステムといっているが、実態は国のシステムである。

・住基ネットについては、色々な面で自治体の負担が過大であるので、国としてのしっかりとした対応を望む。・第二次稼働に向け、内容（ICカード関係等）が国として決定していない部分があるので、早急な対応を望む。（自治体としては不安がある）

・事業効果が国で説明している程、高いとは思われない。・住基法の中で、第11条は民間企業に対しては大変有利であると考え、この部分は住基ネットの管理規定とかなり矛盾していると思われる。この11条により国民の情報が外部に流れていく可能性は大である。よって11条は削除すべきと考える。

住基ネットによる住民サービスという面而言えば、2次施行後即座に大きな効果は挙げることが出来ないかもしれないが、今後の各種行政事務の電子情報化により、ICカードの普及と利用しやすい環境整備により将来的には総合的な行政事務の効率化が大いに期待できます。今後の行政サービスを考えるならば、行政事務における情報の共有化は必要不可欠なものとなり、迅速かつ正確なサービスの提供が求められます。

個人4情報（住所、氏名、生年月日、性別）の閲覧は、既に住基法により行われている。今回の住民票コードにより尚確実に特定されることは年金受給者、免許所得等の申請時の簡略化にはいいことと思われる。

問1及び2に関する回答については矛盾がありますが、年金支給に係る生存確認が必要なくなることにつきましても住民にとっても、市町村事務にとってもメリットはあると思います。しかし、この部分のウェイトは小さいと思います。他の許認可事務で住民票の提出を要求される場合、戸籍の情報が要求されるケースもあると思われますので、そのような部分がどの程度整理されているかが明確でないため、現時点では判断をしかねます。なお、住基カード購入予算については未定です。

この事業においては、もとより住民ニーズに基づいて策定されたものではなく、ある意味国から一方的に法が制定されてきたものであり、昨年の第一次稼働時より市民対応（特に個人情報保護、住民票コード附番）については、苦慮してきました。国、県、自治体としても市民への周知が遅く、不足した部分があったと思う。事業構築においては、模索しながら膨大な通知、マニュアル、資料が送付されるだけであり、国、県の説明会も少なく、日常業務とともに進めなければならない業務量は並のものではありません。以上のことから第二次稼働においては、国、県から住民への広報等早めに理解を得る方向で進めてスムーズなスタートとなることを望みたい。（できれば全家庭配布のチラシ等）現在、合併問題との検討課題も多く、事業内容において寛大な配慮をお願いしたい。

・住基ネットの2次稼働については、国民の不安を払拭し、全自治体が参加できるように、法律の整備や機器の充実を図られるようにしてほしい。・住基ネットが整備されると、行政事務が効率化されると言われているが、現在は自治体において事務量等が増大している。・住基ネットに係る経費は全額補助をされたい。・住基担当係は1月、3月、4月がとても多忙のため、調査時期をずらせていただきたい。

毎日、業務終了後データの吸い上げを18時頃行っているが、県で一括吸い上げをし、市町村負担にならない様にできないか。

現在のセキュリティに関する規定は全て（市、県、センター）を網羅した包括的なものになっているか多少疑義を感じています。市民の多くは「住基ネットで何が出来るのか？」と言います。片手落ちを感じる幾つかのサービスよりも、行政分野での住基カードの活用を重点に考えています。当初の目的からはずれた住基ネット（セキュリティ面も含め）にならぬよう、市として注意深く今後の動向を見極めていきたいと感じています。

・電子政府、電子自治体の第1歩ではあると思うが、住基カードの普及、印鑑登録カード同様紛失した場合の情報の流出。この制度が住民に定着するまでにかなりの不安が残る。・当市で実施している商業関係のICカード（つれてってカード）をタイプとしてとり込む事ができるのか。それにとともなうシステムの開発に対する財政的な問題はどうか。

・政令等が決まらない状態である現状では制度上に不安があり、住民説明にも苦慮するため、しっかりした国の方針・方策を早急に決めてほしい。また、特にICカードの仕様等には、コロコロ変化がありすぎ担当として困っている。 ・バックアップデータの紛失問題等情報の漏洩には不安がある。 ・実施する限りは住民にとって理解の得られるもの、また、利便性のあるものであってほしいだけに自治事務としてほおりなげられた感が残るが、各自治体の「生の声」を研修会及びPR誌等に反映させてほしい。 ・複数のアプリケーションを1つの端末で使用できるようにしてほしい。事務処理の合理化を図ってほしい。 ・日本国内では、外国人数も増加傾向にあるので、外国人にも利用できる法整備が必要ではないか。

住民基本台帳法に定められた事項なので、その予定に従ってすみやかに進めてほしい。

住民の利益効果がどの程度か明らかでなく、行政の上部機関での利用価値しか見いだせない現状で、稼働をしたことに不安がある。 今後、セキュリティ対策をきちんと守っていかなければならない。情報の流出が自治体側ととられがちであるが、利用する機関の個人情報の取扱いについて、慎重にお願いしたい。

住基ネットは、e-Japan重点計画などの国の施策の一部であり、総合行政ネットワーク(LGWAN)とともに電子自治体や電子政府の大変重要な基盤になるものだと予想されます。しかし、国の電子自治体実現に向けた施策については、各省庁から地方公共団体に対して推進プランなどが示されてはいるものの、具体的な内容については情報が開示されていない状態です。国が電子自治体の整備計画や整備手法(誰が、何時、何を...どのように行うのか)を積極的に示さない限り、自治体は、住基ネットを始めとする情報化施策をどうに行えばいいのか判断することさえできないというのが現状です。国が「電子政府・電子自治体の実現」が必要であると考え、国が決めた政策により電子自治体を目指すのであれば、国民のコンセンサスを得られるようその必要性を説明したうえで、国が責任を持って施策を展開するべきであり、その役割(責任)を地方公共団体へ(結果として)転換するという今回の推進策には多くの疑問があります。住基ネットが自治事務である以上、住基ネットの運用に対して自治体独自の判断で離脱・選択制を実施するなどの動きがあることは十分理解できます。また、今後全国の自治体において、電子自治体の必要性や国の方針は理解しながらも、個人情報を預かる役所として住民のプライバシー保護の観点から、離脱や選択制の導入などの判断をする自治体が増加することも容易に予想できます。国民のコンセンサスが得られるよう、できうる限りの情報公開を切に希望します。

市町村が管理していた住基台帳の情報を提供し、国に於いてはメリットが高いかもしれないが、市町村に於いてはこの財政難の中での多大な財源負担の割に何らメリットがあるように感じられない。

説明会等を多く開いてもらってわかりやすく、事務軽減を計ってほしい。

・電子自治体と住基ネットワークシステムの関連について。 ・個人情報保護法案の早期成立 ・第2次稼働のサービス内容を広報等で知らせる ・県としての役割(市町村との協定)

公営住宅に入っている者が転出する場合、水道、家賃、ゴミ処理、室内の点検など立ち合って確認することなどあるが、相談なく転出した場合、後処理に必要以上の時間と経費がかかる。

・市町村の負担が大きい割に、市民の方々のメリットがほとんど無いシステムであると考えます。「種々の申請等に住民票を添付する必要が無くなり、市役所に行く回数が減る。」という説明がされていますが、実際にはその他に戸籍等の証明書の添付が必要な申請は多くあり、市役所に行く回数もそれほど減るとは考えられません。同じ事が転入転出時の手続きにもいえます。市町村側に見れば、システム維持管理等にかかる人的、財政的負担は相当なものです。今後セキュリティ面等の不安が解消され、利用事務が広がれば変わっていくのでしょうか、現状では市町村の負担と市民の方々のメリットが見合ったシステムとはいえないと考えます。又、住基法の主旨に沿い、都道府県は地方自治情報センターに事務を丸投げなどせず、自らが主体となって市町村をリードし、住基ネットを運用すべきと考えます。

本人確認情報については国等の行政機関の利便を図るものだとしか思えない。住基ネットでの情報漏洩に関しては、国の職員を信頼すれば不安はない。住基カードの独自利用については、全く見当も予測もつかない。印鑑登録証、福祉などに利用するなど挙げられているが、自己負担であるので強制はできないし利用頻度も附区内と思われるので・・・

市町村合併になり、機材設備の再投資が心配だ。 町村管理費用についても交付税対象にならないのか？ 町民が他町村で住民票を必要とする事はきわめてまれである。

今までの担当者が2人共産休の為、あまりくわしく回答できません。申し訳ありませんが、よろしくをお願いします